

控室/小楽屋/中楽屋/大楽屋

基本料金

	入場料金	午前(1区分) 9:00 12:00	午後(1区分) 13:00 17:00	夜間(1区分) 18:00 22:00	昼間(2区分) 9:00 17:00	昼夜(2区分) 13:00 22:00	全日(3区分) 9:00 22:00	冷暖房(時間)	
								冷房	暖房
控室 1・2	無料	560円	560円	880円	1,120円	1,440円	2,000円	50円	50円
	1,000円以下	840円	840円	1,320円	1,680円	2,160円	3,000円		
	1,001円～3,000円	1,120円	1,120円	1,760円	2,240円	2,880円	4,000円		
	3,001円～5,000円	1,400円	1,400円	2,200円	2,800円	3,600円	5,000円		
	5,001円以上/販売/宣伝/ 会社利用/営業活動	1,680円	1,680円	2,640円	3,360円	4,320円	6,000円		
小楽屋 1・2・6	無料	700円	700円	1,100円	1,400円	1,800円	2,500円	50円	50円
	1,000円以下	1,050円	1,050円	1,650円	2,100円	2,700円	3,750円		
	1,001円～3,000円	1,400円	1,400円	2,200円	2,800円	3,600円	5,000円		
	3,001円～5,000円	1,750円	1,750円	2,750円	3,500円	4,500円	6,250円		
	5,001円以上/販売/宣伝/ 会社利用/営業活動	2,100円	2,100円	3,300円	4,200円	5,400円	7,500円		
小楽屋 3・4・5	無料	780円	780円	1,240円	1,560円	2,020円	2,800円	50円	50円
	1,000円以下	1,170円	1,170円	1,860円	2,340円	3,030円	4,200円		
	1,001円～3,000円	1,560円	1,560円	2,480円	3,120円	4,040円	5,600円		
	3,001円～5,000円	1,950円	1,950円	3,100円	3,900円	5,050円	7,000円		
	5,001円以上/販売/宣伝/ 会社利用/営業活動	2,340円	2,340円	3,720円	4,680円	6,060円	8,400円		
中楽屋 1・2・3・4	無料	1,120円	1,120円	1,760円	2,240円	2,880円	4,000円	中楽屋1・2 50円	中楽屋1・2 50円
	1,000円以下	1,680円	1,680円	2,640円	3,360円	4,320円	6,000円		
	1,001円～3,000円	2,240円	2,240円	3,520円	4,480円	5,760円	8,000円	中楽屋3・4 100円	中楽屋3・4 100円
	3,001円～5,000円	2,800円	2,800円	4,400円	5,600円	7,200円	10,000円		
	5,001円以上/販売/宣伝/ 会社利用/営業活動	3,360円	3,360円	5,280円	6,720円	8,640円	12,000円		
大楽屋 1・2	無料	1,960円	1,960円	3,080円	3,920円	5,040円	7,000円	200円	200円
	1,000円以下	2,940円	2,940円	4,620円	5,880円	7,560円	10,500円		
	1,001円～3,000円	3,920円	3,920円	6,160円	7,840円	10,080円	14,000円		
	3,001円～5,000円	4,900円	4,900円	7,700円	9,800円	12,600円	17,500円		
	5,001円以上/販売/宣伝/ 会社利用/営業活動	5,880円	5,880円	9,240円	11,760円	15,120円	21,000円		

追加料金

- 入場料の金額区分は、入場者1人当たりの額とする。
- 入場料、会費その他これらに類する料金を徴する場合の使用料は、当該使用料の額に次に掲げる割合に乗じて得た額を加算する。

入場料・会費	～1,000円	1,001円～3,000円	3,001円～5,000円	5,001円以上/販売/宣伝/ 会社利用/営業活動
追加料金	基本料金×50%	基本料金×100%	基本料金×150%	基本料金×200%

- 利用時間の各時間区分に満たない場合でも、時間区分どおり利用したものとする。
- やむを得ない理由により、利用時間が本表に定める利用時間帯を超え、又は繰り上げて利用する場合の1時間当たりの利用料の額は本表中の当該利用料の額を1時間当たり換算した額とする。
- 商品の販売、宣伝又は企業活動若しくは営業活動を目的として利用する場合の利用料は本表中の「5,001円以上/販売/宣伝/会社利用/営業活動」の額を該当させる。
- 利用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。